

平成23年度 雇用均等・児童家庭局 概 算 要 求 の 概 要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の充実
- 2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実
- 3 母子保健医療対策の充実
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）
- 3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算額の状況

	22年度予算額	23年度概算要求額	伸び率
局 合 計	22,861億円	25,247億円	10.4%
一般会計	21,960億円	24,381億円	11.0%
特別会計	902億円	866億円	▲4.0%
年金特別会計			
児童手当及び			
子ども手当勘定			
うち児童育成事業費	764億円	729億円	▲4.6%
労働保険特別会計	137億円	137億円	▲0.4%
労災勘定	6億円	6億円	▲7.1%
雇用勘定	131億円	131億円	▲0.1%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の充実

《1兆4,722億28百万円→1兆7,375億32百万円》

〔うち、給付費：1兆7,280億13百万円
事務費：95億19百万円〕

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の子どもを対象に支給されている子ども手当について、財源を確保しつつ、既に支給している子ども手当「1万3千円」から上積みする。上積み分については、地域の実情に応じて、現物サービスにも代えられるようにする。

(注1) 概算要求額については、平成22年度予算の負担ルール(子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給し、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担)を当てはめて国庫負担額を要求。財源構成等については、子ども手当等に関する四大臣合意(平成21年12月23日。国家戦略担当・内閣府特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣)に基づき予算編成過程で検討し、結論を得る。

なお、児童養護施設に入所している子どもへの対応、海外に居住する子どもへの対応等についても、予算編成過程で検討し、結論を得る。

(注2) 子ども手当の上積み分の取扱いについては、現物サービス(子ども・子育てビジョンに基づく保育所の整備を含む)への代替も含めて、予算編成過程で検討し、結論を得る。

2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実

《457,468百万円→482,559百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

408,797百万円

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図る。また、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育(保育ママ)や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

(2) 放課後児童対策の充実

34,392百万円

総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増(24,872箇所→25,591箇所)や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る(「小1の壁」の解消)。

(3) すべての子育て家庭に対する地域における子育て支援対策

39, 370百万円

子育て中の親子の交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点や、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対する一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

3 母子保健医療対策の充実

《23, 058百万円→28, 737百万円》

(1) 不妊治療への支援等

12, 306百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する（1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、年3回まで（通算5年、通算10回を超えない）とするとともに、所得制限を緩和することを内容とする要望を「元気な日本復活特別枠」として要望）などの支援を行う。

また、妊婦健康診査支援基金については、期限延長等について検討する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援

16, 207百万円

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

《176, 432百万円→185, 899百万円》

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進

3, 721百万円

①自立のための就業支援等の推進

3, 644百万円

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

②養育費確保の推進

60百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材育成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援 **182, 178百万円**

ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《89, 673百万円→90, 548百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援 **84, 767百万円**

①地域における体制整備

市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。

②児童相談所における体制の強化

困難事例への対応や市町村への支援を行う児童福祉司等のサポート職員を配置し、児童相談所の体制強化を図る。

③児童家庭支援センターの拡充

子どもや保護者に対する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる（104箇所→108箇所）とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

④要保護児童等に対する社会的養護の充実 **84, 494百万円**

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設や里親等について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化や退所児童等の自立に向けた支援等を推進する。

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止 **5, 781百万円**

婦人相談所の指導的職員に対する研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

《9, 780百万円→9, 804百万円》

（１）両立支援に関する雇用管理の改善 9, 388百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置（107名）する。

また、両立支援に取り組む事業主への助成金について、中小企業に重点を置いて支援をするとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する。

（２）改正育児・介護休業法の円滑な施行 317百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行う。

（３）中小企業における次世代育成支援対策の推進 99百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等を支援するためのコンサルティングを実施する等、行動計画の策定・届出・実施に取り組む一般事業主への支援を強化する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《695百万円→633百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進

400百万円

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導を強化する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進

233百万円

男女労働者の間に事実上生じている格差に対する認識を促すため、使用者団体・業種別団体、労働組合と連携のもと格差の「見える化」を推進するとともに、格差解消のためのポジティブ・アクションを促進する。

2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）

3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,478百万円→1,976百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、短時間均衡待遇推進等助成金及び中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金（仮称）」を創設し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進する。また、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《210百万円→188百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（一部再掲）

146百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保

42百万円

良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等に対するスキルアップ支援等や在宅就業の仲介機関、在宅就業者それぞれの連携等を促進する。